

# TAX INFORMATION

# 税のたより

たは自分や家族が住むことを目的とした自由に居住することのできる独立性のある住宅を持つて いる方

## ●平成21年分確定申告会場開設について

## 町県民税の事業所・家屋 敷果税をご存じですか?

○町県民税の

問いません。例えば診療所、店舗、事務所、工場などが該当します。

は、事業所・家屋敷課税の対象となりますので税務課に申告してください。

澤島税務署では、所得税個人事業者の消費税および贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

平成21年中に住宅ローン等  
購入・増改築された方を対象  
に所得税の「住宅借入金等特  
別控除」を受けるための説明  
会を次のとおり開催します。

地方税法上、自己または家

本町に事業所 事務所また  
は家屋敷を有する個人で、本

に個人町県民税の均等割(年額4500円(町民税3000円と県民税1500円))が課税されます。

必ずしも自己の所有でなくとも  
もいつでも自由に居住できる  
状態である建物を指します。  
ただし、他人に貸し付けてい  
る場合は対象となりません。  
※いわゆる別荘や別宅のこと  
です。

○課税の対象となるのは?

の行政サービスを受けている  
という考え方から、たとえ住  
民登録をしていなくとも一定  
の負担をしていただこうとい  
うものです。

**【事業所・事務所】**

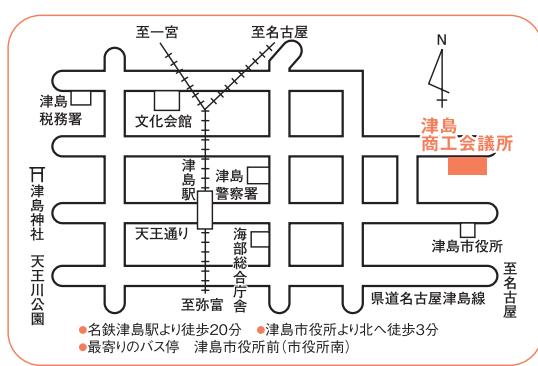
## 【事業所・事務所】

④ 本町内に事業所、事務所ま  
たは個人住民税が実際に居住  
されている市区町村で課税  
されている方

**②個人町県民税が本町で課税されていない方**

ら出力していたたくか  
署の窓口等で受け取つて  
だきますようお願ひします。

The map illustrates the layout of the Tsurumi area. Key locations include the Tsurumi Station (津島駅), Tsurumi Cultural Hall (津島文化会館), Tsurumi Police Station (津島警察署), Tsurumi City Hall (津島市役所), and the Tsurumi Chamber of Commerce and Industry building (津島商工会議所). The map also shows 'Kōdo-nomawari' (県道名古屋津島線) and 'Shōtō-nomawari' (県道至弥富線). A north arrow is present in the top right corner.



## ●「住宅借入金等特別控除」説明会

HP <http://www.nta.go.jp/>

源泉徴収票 住民票の写し  
土地・家屋の登記事項証明書  
(津島法務局)、年末残高証明  
書、売買契約書・工事請負契  
約書等、還付金の振込口座が  
分かるもの、印鑑  
※売買契約書、工事請負契約  
書等のみ原本とコピーを1  
部用意してください。また、  
右記以外の書類が必要な場  
合もありますので、必ず事  
前に確認してください。

**会場**  
午前9時30分～11時30分  
午後1時30分～3時30分  
**所**

広報 おおはる 7

# 町民税・県民税の住宅 借入金等特別税額控除 (住宅ローン特別控除) について

以前より、平成11年から平成18年の間に入居された方に對しては税源移譲に伴う町民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン特別控除)が適用されていましたが、平成21年の税制改正によつて平成21年から平成25年までに入居された方も新たに町民税・県民税の住宅ローン特別控除の対象となりました。

## 対象者

- ① 平成11年1月1日から平成18年12月31日までに新築または増改築して入居した方
- ② 平成21年1月1日から平成25年12月31日までに新築または増改築して入居した方

## 控除額

- 次のいずれか小さい額（最高97500円）
- 所得税の住宅ローン特別控除可能額のうち、所得税から控除し切れた額
  - 所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額

### 控除適用期間

所得税の住宅ローン特別控除の適用を受けている期間

### 手続方法など

- 1年目は、税務署等で所得定申告を行つてください。
- ※平成21年中入居の方の確定申告は、平成22年2月2日（火）に所得税の住宅借入金等特別控除の説明会を開催しますので、詳しくは右ページをご参照ください。

2年目以降は、給与所得の場合、勤務先から本町役場へ給与支払報告書が提出されていれば手続きや申告の必要はありません。

※平成11年から平成18年の間に入居された方で、所得の種類によっては旧制度（税源移譲による経過措置）による住宅ローン控除の適用を受けた方が有利になる場合があります。旧制度を希望される方は、平成22年3月15日（月）までに税務課まで申告してください。

（火）に所得税の住宅借入金等特別控除の説明会を開催しますので、詳しくは右ページをご参照ください。

みで年末調整が済んでいる方へ給与支払報告書が提出されていれば手続きや申告の必要はありません。

### 問い合わせ先

町民税・県民税の住宅ローン控除の対象となるかどうかの判断に用います。

## 償却資産(固定資産税) の申告について

の情報が必要となりますので、源泉徴収票の摘要欄または定申告書に次の2項目が明記

が事業を営むために所有している構築物（駐車場の舗装・塀・看板等）、機械および装置（旋盤・電気設備等）、工具・器具および備品（パソコン・机・陳列棚等）などの事業用資産です。これらの固定資産

税の対象となる償却資産をお

### ・住宅借入金等特別控除(可能)額

町民税・県民税から差し引く住宅ローン控除額の計算に必要となります。

### ・居住開始年月日

持ちの方は、1月1日現在の所有状況を申告していただくことになつていますので、2月1日（月）までに申告してください。

### 問い合わせ先

役場税務課  
内線178・179

## 休日納税(相談)窓口

町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。

町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。

### 日 時

1月23日（土）・24日（日）

午前8時30分～正午

午後1時～5時

### 場 所

役場 収納課

### 問い合わせ先

役場税務課  
内線175・176

※正面玄関は閉まっていますので、東側通用口からお入りください。

### 問い合わせ先

役場 収納課

内線122・123

### 申請・問い合わせ先

役場 民生課  
内線158

## 高齢者で 寝たきりの方へ

65歳以上の高齢者の方で、平成21年12月31日の現況で引き続き6ヶ月以上にわたり寝たきりの状態であり、食事・排便等の日常生活に複雑な介護を必要とされる方は、税の特別障害者控除を受けることができます。

この控除を受けるためには、「障害者控除対象者認定書」が必要となりますので、民生課まで申請してください。町の調査により税の特別障害者控除の対象者に該当した場合は、「障害者控除対象者認定書」を交付します。

